

熊本学園大学付属産業経営研究所 協賛

労働判例研究会

include九州2024

2025年1月開催のおしらせ

日時

2025年1月11日(土)

13:30~16:30 (途中休憩あり)

場所

熊本学園大学(熊本市中央区大江2-5-1)
本館4F 第一会議室

内容

裁判例検討

名古屋自動車学校事件最高裁判決の影響

最1小判令和5年7月20日労判1292号5頁

嘱託高齢社員が「定年前とほとんど同じ仕事をしているのに、基本給が下がった！これは旧労契法20条違反の労働条件の不合理な格差だ！」と主張したのに対して、高裁は60%を下回るような処遇低下は法違反と判断したのですが、最高裁は裁判やりなおしを命じた模様です。最高裁はどんな理屈で、定年後嘱託雇用の基本給を理解し、裁判やりなおしを命じたのでしょうか？

熊本学園大学付属産業経営
研究所 2024年度第3回研究会
とジョイントでの開催です。

総合司会
春田吉備彦(はるたきびひこ)、
ki-haruta@kumagaku.ac.jp

当日の研究会プログラムに
ついては
紺屋博昭(こんやひろあき)
konya@kumamoto-u.ac.jp
096-342-2372
までご連絡ください。

研究会の参加については
研究会の幹事
田中晴治
office-tanaka@sage.ocn.ne.jp
荻生清高
k_ogiu@ogiu-sr.com
までお問い合わせください。